

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年三月十一日
衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 課徴金減免制度の運用にあたり、悪用防止に万全を期するとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ具体的な基準を適切な形で策定し、早期に公表すること。
- 二 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること。
- 三 独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点を十分に踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること。
- 四 不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討すること。
- 五 犯則調査権限を適正に行使して、悪質な違反行為に対する刑事告発を積極的に行うとともに、公正取引委員会事務総局において人員や情報の遮断等の措置を講じ、犯則調査部門と行政調査部門との明確な分離を図ること。
- 六 独占禁止法違反行為について、審判で争う事例の増加が予想されることにかんがみ、個別の事件についての審判手続においても、迅速性や効率性への配慮と適正手続の保障との両立に遺漏なきを期するとともに、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。なお、法律上明確な規定のない警告に関

しては、その運用に慎重を期すること。

七 価格の同調的引上げに関して、消費者の不利益となる懸念が存することに
かんがみ、引き続き適切に対処するように努めること。

八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に則った積極的な対応を
引き続き進めること。併せて、入札談合等関与行為の一方当事者たる官公庁
等においては、職員に対して談合への関与が不正行為であるとの認識を持た
せるよう努めるとともに、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等、
具体的な対策を講ずること。

九 地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の
適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進するとともに、公共調
達制度の望ましい在り方について、全般的な検討を進めること。

十 公正取引委員会による立入検査等の事実のみをもって、地方公共団体等が
当該事業者の指名回避を行う事例が見られるところ、このような事実上の制
裁は、公共調達における公正な競争の確保の観点からも好ましいものではな
く、早急に改善策が講じられるよう働きかけること。

十一 本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に
資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ると
ともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高
めるよう努めること。

十二 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競
争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結
を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果
たすこと。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員にあつては、その職務に関する活動内
容について、国民から十分な理解が得られるよう説明責任を果たすこと。ま
た、公正取引委員会事務局の一層の整備、強化を図りつつ、法曹資格者や
経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進める
こと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年四月十九日
参議院経済産業委員会

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。

また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。

二 課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。

三 犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。

四 勧告制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に必要な反論の機会を与えとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。

また、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すこと。

五 排除措置命令を出せる期間の一年から三年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり一年以内に措置命令を発するか否かを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。

六 本法施行後二年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

- 七 中小企業等に不当に不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができるとして方策について早急に検討を行うこと。
- 八 企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。
- また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。
- 九 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。
- 十 国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながらないよう公共調達の高透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。
- 十一 公正取引委員会事務局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

右決議する。